

### 1. 研究の背景と目的

田中 (2010) では、生物多様性バンキングと戦略的環境アセスメント (以下 SEA) を里山保全に融合させた里山バンキングが提唱された。さらに、BBOP の作成した「The Relationship between Biodiversity and Assessment」(2009) の中でも SEA について言及している。これらのことから本研究では、「SEA において生物多様性オフセットを検討することは有用である」と仮説を立てた。

日本では、環境影響評価法の一部を改正する法律 (2011) によって 2013 年から日本版 SEA として計画段階環境配慮書 (以下配慮書) の手続きが新設される (環境省, 2012)。配慮書の目的は「重大な環境影響の回避・低減」であり (上田, 佐藤, 上杉, 2011)、代償についての配慮があまりされないのではないかと考えられる。また、配慮書の実施時期は「事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階」とされており、これは EU では事業段階の環境アセスメント (EIA) に該当する (環境省, 2012)。

仮説「SEA において生物多様性オフセットを検討することは有用である」を検証し、日本への SEA の導入及び SEA において生物多様性オフセットを検討することを導入することについて考察することを目的とした。

### 2. 研究方法と研究期間

諸外国の SEA 制度における生物多様性オフセットの位置付けの比較及び BBOP が発表する文

献などの関連文献の調査を行った。研究期間は 2012 年 4 月から 2013 年 1 月である。

### 3. 研究結果

#### 3-1. 諸外国の SEA 制度における生物多様性オフセットの位置付け

Barry Sadler ら (2010) によって示された SEA を国内制度化している 42 ヶ国、1 地域 (香港) の内、36 ヶ国、1 地域 (香港) を対象に SEA に関する法制度 (香港では条例) における生物多様性オフセットの位置付けを調査した結果、32 ヶ国が SEA において生物多様性オフセットの検討を義務付けていることが明らかとなった。想定される生物多様性オフセット手法を SEA 段階の環境影響評価書に記載しなければならないと規定している。また、全ての EU 加盟国は、2001 年に施行された SEA 指令に基づき、SEA を国内法化している。SEA 指令は、環境影響評価書の内容として、計画・プログラムの実施が環境に与える著しい負の影響を回避 (prevent)、低減 (reduce)、できる限りオフセット (as fully as possible offset) するための想定される手法を記載すべきであるとしており、SEA において生物多様性オフセットの検討を規定している。また、その他 4 ヶ国、1 地域 (香港) でも、補償 (restitution)、改善 (remedy)、賠償 (respond)、緩和 (mitigate) といった生物多様性オフセットに類似した検討を義務付けていることが明らかとなった。

表 1 諸外国の SEA に関する法制度における生物多様性オフセットの位置付け

地域	国名	SEA に関する法制度名 (条項)	生物多様性オフセットの位置付け
欧州	デンマーク	Act on environmental assessment of plans and programs (Annex1 g)	○
	英国	The Environmental Assessment of Plans and Programmes Regulations 2004 (SCHEDULE2 7)	○
	フィンランド	Act on the Assessment of the Effects of Certain Plans and Programmes on the Environment (Section4 7)	○
	フランス	Environmental Code (L.122-6)	○
	ドイツ	Environmental Impact Assessment Act (14g (2) 6)	○
	ポーランド	THE ACT on the Provision of Information on the Environment and its Protection, Public Participation in Environmental Protection and Environmental Impact Assessments (Article51 3) a)	○
	EU 加盟国	SEA directive (ANNEXIII 5)	○
アジア	香港 (特別行政区)	Environmental Impact Assessment (Technical Memorandum Annex11)	△
	ベトナム	Law on Environmental Protection (Article 20 4)	△
北米	米国	National Environmental Policy Act (Part 1508 20)	○
	カナダ	The Environmental Assessment of Plans and Programmes Regulations 2004 (SCHEDULE2 7)	○
アフリカ	ボツワナ	Environmental Impact Assessment (PART I 2)	○
	レソト	Environment Act (PART V 21 (5) (f))	△
	マラウィ	The Environmental Management Act (Part V 25 (1) f)	△
	タンザニア	Environmental Management Act (7 104 (3) (d))	△
オセアニア	オーストラリア	A Guide to Undertaking Strategic Assessments (p20)	○
	ニュージーランド	Resource Management Act 1991 (Part3 17)	○

凡例：「○」：SEA において生物多様性オフセット (offset, compensate) の検討を規定している国

「△」：SEA において生物多様性オフセットに類似 (remedy, respond) した検討を規定している国

表2 諸外国における事業段階の環境アセスメント (EIA) と SEA におけるミティゲーションの優先順位

国	EIA/SEA	EIA/SEA を規定する制度	ミティゲーションの優先順位
EU 加盟国	EIA	EIA directive (ANNEX III 5)	回避 (prevent) / 低減 (reduce) / 可能であれば代償 (where possible offset)
	SEA	SEA directive (ANNEX I (g))	回避 (prevent) / 低減 (reduce) / できる限り代償 (as fully as possible offset)
英国	EIA	Highway Act. The Highways (Assessment of Environmental Effects) Regulations 1999	回避 (avoid) / 低減 (reduce) / 可能なら代償 (if possible offset)
	SEA	The Environmental Assessment of Plans and Programmes Regulations 2004 (SCHEDULE 2 7)	回避 (prevent) / 低減 (reduce) / できる限り代償 (as fully as possible offset)
フランス	EIA	Environmental Code (L. 122-3)	除外 (eliminate) / 最小化 (minimize) / 可能なら代償 (if possible compensate)
	SEA	Environmental Code (L. 122-6)	低減 (reduce) / 可能であれば代償 (where possible compensate)
ドイツ	EIA	Environmental Impact Assessment Act (6 (3) 3)	回避 (prevent) / 低減 (reduce) / できる限り代償 (set off as far as possible)
	SEA		回避 (prevent) / 低減 (reduce) / できる限り代償 (set off as far as possible)
米国	EIA	National Environmental Policy Act (Part 1508.20)	回避 (avoid) / 最小化 (minimize) / 矯正 (rectify) / 低減 (reduce) / 代償 (compensate)
	SEA		
カナダ	EIA	Canadian Environmental Assessment Act, 2012 (Section 2 (1))	除外 (eliminate) / 低減 (reduce) / 管理 (control) / 補償 (restitution)
	SEA	The Cabinet Directive on the Environmental Assessment of Policy, Plan and Program Proposals (Appendix A)	除外 (eliminate) / 低減 (reduce) / 管理 (control) / 補償 (restitution)

### 3-2. 諸外国における事業段階の環境アセスメント (EIA) と SEA におけるミティゲーションの優先順位の比較

生物多様性バンキングに関する法制度を持つ国 (米国、ドイツ、カナダ)、生物多様性バンキングのパイロットプロジェクトを実施している国 (イギリス、フランス)、EU 指令における事業段階の環境アセスメント (EIA) と SEA のミティゲーションの優先順位を比較し結果を表2にまとめた。EIA であるか SEA であるかに関わらず、EU 加盟国、英国、フランス、ドイツでは代償の前に「可能であれば」、「可能なら」、「できる限り」と修飾がついている。これらの国では、ミティゲーションを環境影響評価書に記載しなければならない情報として規定している。修飾のついていない米国、カナダは用語の整理としてミティゲーションを定義し、ミティゲーション手法を環境影響評価手法に記載しなければならないと規定している。法律レベルでは、SEA は EIA と同等に生物多様性オフセットの検討を要求していることが明らかとなった。

### 3-3. SEA において生物多様性オフセットを検討する利点

SEA において生物多様性オフセットを検討することには大きく3つの利点があることが明らかとなった。すなわち、1. 地域全体の生物多様性オフセットの機会を明確にする手法を提供すること (BBOP, 2009)、2. 事業段階の環境アセスメントの限界を補完すること (原科, 2011) (BBOP, 2011)、3. BBOP の定める生物多様性オフセットの原則を達成するために必要であること (BBOP, 2009)、である。特筆すべきは、3つの利点で一貫して BBOP が事業段階の環境アセスメントだけでは、ノーネットロス達成する

ことは難しいとしている点である。

### 4. 考察と結論

本研究では、世界 32 ケ国で SEA において生物多様性オフセットの検討を義務付けていること、その他 4 ケ国、1 地域 (香港) でも、生物多様性オフセットに類似した検討を義務付けていることが明らかとなった。また、法律レベルでは、SEA は EIA と同等に生物多様性オフセットの検討を要求していることが明らかとなった。これらのことは、仮説「SEA において生物多様性オフセットを検討することは有用である」を支持していると考えられる。

日本において生物多様性オフセットによって生物多様性への負の影響のノーネットロス達成するためには、政策・計画・プログラムを対象とした SEA を導入すること、また、SEA において生物多様性オフセットを検討することが必要だと考える。

### 【引用文献】

- 上田健二、佐藤大樹、上杉哲郎 (2012) 配慮書手続き等に関する技術指針の動向と今後の展望。環境アセスメント学会 2012 年度研究発表会要旨集, 157-161pp.
- 環境省 (2012) 環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書。環境省, 東京都, 17pp.
- 田中章 (2010) 里山のオーバーユースとアンダーユース問題を解決する“SATOYAMA バンキング”—生物多様性バンキング・戦略的環境アセスメントと里山保全の融合。p47-51, 環境自治体会議, 環境自治体白書 2010 年版, 生活社, 東京都, 180pp.
- 原科幸彦 (2011) 環境アセスメントとは何か—対応から戦略へ—。岩波書店, 東京都, 224pp.
- Business and Biodiversity Offsets Programme (BBOP) (2009) The Relationship between Biodiversity Offsets and Impact Assessment. BBOP, Washington, D. C. [http://www.forest-trends.org/documents/files/doc\\_3087.pdf](http://www.forest-trends.org/documents/files/doc_3087.pdf). 2012. 09. 26.
- Business and Biodiversity Offsets Programme (BBOP) (2011) Manual for Participants. <http://organismos.chubut.gov.ar/ambiente/files/2012/04/BBOP-Training-Day-26-Oct-2011-Participant-Manual-FINAL.pdf>. 2012. 1. 12.
- Barry Sadler, Jiri Dusik, Thomas Fischer, Maria Partidario, Rob Verheem, Ralf Aschemann (2010) Handbook of Strategic Environmental Assessment. Routledge, 640p